

労 審 発 第 1760 号
令 和 8 年 3 月 19 日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

労働政策審議会
会長 岩村 正彦



令和8年3月19日付け厚生労働省発基0319第2号をもって諮問のあった「社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

）

別紙「記」のとおり。

令和 8 年 3 月 19 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

労働条件分科会

分科会長 山川 隆一

「社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正関係）」について

令和 8 年 3 月 19 日付け厚生労働省発基0319第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和 8 年 3 月 19 日

労働条件分科会

分科会長 山川 隆一 殿

労災保険部会

部会長 小畑 史子

「社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正関係）」について

令和 8 年 3 月 19 日付け厚生労働省発基0319第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、当部会所管関係については、妥当と認める。